

弁護士会照会(弁護士法23条の2)で、 三井住友銀行本店宛に全本支店の 預金口座の回答を得る方法について

1. 強制執行目的の預金調査

本年7月から、三井住友銀行の本店宛に、受任事件の相手方債務者への強制執行を目的とする弁護士会照会を行えば、全国の本支店の全部の預金口座の情報(有無、支店名および残高等)が回答されることとなりました。これは、三井住友銀行と当会との合意により開始されるもので、現時点では、東京三会でも当会のみでの取扱いです。

このことを会員各位に告知するとともに、同行との協議の結果必要とされた特別の条件、書式および費用等を説明いたします。

2. 従前の状況

上記の方法の弁護士会照会は、「全店照会」と呼ばれており、預金債権に対する強制執行の前提として必要性が高いため、常に多くの照会申出があります。預金への債権執行は、支店名を特定しなければ行うことができないからです(最高裁平成25年1月17日決定)。

しかし、メガバンク、地銀、信金および信組など大小の金融機関のいずれも、預金者の秘密の保護等を理由として、全店照会に回答するところは限られています。あるいは、回答の条件として預金者の同意書を求める金融機関もありましたが、この場合の取得はまず不可能です。

また、回答する場合でも、金融機関ごとの運用と対応はまちまちです。現時点の当会調査室の把握では、全店照会に回答する銀行がいくつかありますが、債務名義として確定した判決・審判の写しを添付しなければ回答しない銀行がある反面、仮執行宣言付の債務名義でも回答する銀行があります。

従前、三井住友銀行は、全店照会に対し回

答しない銀行の1つでした。

3. 全店照会に関する当会の方針

三井住友銀行の要請する全店照会の方法は、これに応じる弁護士会に対してのみ同行の回答を行う取扱いです。

当会は、会員にとり強制執行の準備のため新たにメガバンクの1つから全店照会を得られるメリットが極めて大きいものと判断し、大局的な見地から合意するに至りました。

しかし、当会は、同行と合意した後述の①～⑥の方法のうち個々の項目のいくつかについて、必ずしも最善の方法とは考えておりません。今後も、日弁連や他会の動向にも目配りしつつ、各金融機関の対応も考慮し、運用の改善を図っていく必要があると考えております。

なお、三井住友銀行への全店照会の運用開始の前後を通じ、一部の取扱いに変更を生じる可能性もあることを留保させていただきます。

4. 三井住友銀行への全店照会の方法

三井住友銀行への全店照会は、以下の方法で行うこととします。

- ①受任事件は、債務名義【民執法22条】を既に取得した状態で、これに基づく強制執行事件(準備中を含む)に限る。
- ②債務名義のうち確定しない仮執行宣言によるときも回答するが、公正証書【民執法22条5号】によるときは回答しない。
- ③当会の賦課する手数料と別に、三井住友銀行の手数料(債務者1名の口座名義5件ごとに3,000円(税別))を当会窓口で集金する。
- ④全店照会は、債務名義の数を問わず(1つの債務名義に複数の債務者が載るときでも)、債務者1名ごとに1件と数える。

- ⑤債務者は、住所、氏名および生年月日等で特定され、一致したものと判断可能な預金口座のみ回答される。
- ⑥回答の対象は、預金口座自体の情報に限られ、同行の預金者への債権や先行する差押えの有無等は、回答されない。

5. 照会申出の具体的手順について

上記の方法による照会申出書の具体的な記載方法等を説明します。なお、この内容は、事務局の窓口へ備え置くほか、会員専用ホームページの弁護士会照会の事例サンプルに加える予定です。

- ・債務名義1通ごとに1通の照会申出とします。
- ・当会への納付額は、通常の照会と同じです。
- ・三井住友銀行の手数料は、後述する別紙2（**資料2** **資料3**）を1枚添付するごとに3,000円（税別）を当会窓口で集金し、一定期間ごとに取りまとめて当会から同行へ送金

します。

- ・受任事件の表示
依頼者＝債務名義の債権者、相手方＝債務名義の債務者を記載し、事件名＝「預金債権差押命令申立事件（準備中）」とします。
- ・預金債権差押命令申立事件の受任について、他の照会申出と同様、特に委任状の添付は求めませんが、執行事件には訴訟事件と別の委任状が必要です。会員の責任で、依頼者の意思を厳重にご確認ください。
- ・照会事項の記載例
「相手方の預金口座の有無、預金口座を有している場合はその支店名、口座科目、及び各科目毎の回答日現在の預金残高をご回答下さい。」
- ・照会理由の記載例
「依頼者（債権者）は、相手方（債務者）に対し債権を有しており、別紙1（**資料1**）記載

資料1 別紙1の用紙

(別紙1)

(債務名義の表示)

①債務名義 ※各写しに「原本に相違ない」旨記載し職印押捺し添付

確定判決 仮執行宣言付判決 確定審判

仮執行宣言付損害賠償命令 仮執行宣言付支払督促

和解調書 調停調書 その他 ()

×執行認諾公正証書 不可

確定を証明する書類又は記載

確定証明書 執行文

②事件番号

_____ 地方 家庭 簡易 高等 裁判所

最高裁判所

平成 年 () 第 号 _____ 事件

③債権者

住 所:

氏名・法人名(フリガナ):

④債務者

住 所:

氏名・法人名(フリガナ):

以 上

の債務名義を取得している。

依頼者は相手方に対し預金債権差押命令申立を行う予定であるが、差押の対象となる別紙2（資料2 資料3）記載の相手方名義の預金の有無及び残高が不明であることから、それらを特定するため本照会に及んだ。」→別紙1（資料1）、別紙2（資料2 資料3）の記載例をご参照ください。

- ・債務名義の真正な写しを作成し、「原本に相違なく正写した。平成〇年〇月〇日 弁護士〇〇××」などの会員弁護士による認証文言、日付、氏名の記載と職印の押捺を加え、

申出書に添付していただきます。

- ・相手方名義の預金を特定し債務者の同一性を証明するため、氏名にはフリガナと生年月日の記載が必要です。
- ・債務者の同一性の証拠資料を添付するときは、上記の債務名義と同様に認証文言と職印が必要です。
- ・同一の債務者について、屋号付、旧姓、別表記、別の読み方、住所・商号の変更などで、複数の口座名義の表示の可能性がある場合、添付する別紙2（資料2 資料3）に、1枚あたり5件を上限として記載します。

資料2 別紙2の記載例(個人)

個人記入例

〔調査対象者に関する情報〕

※本紙1枚につき債務者1名とします。一通の債務名義に債務者複数のときは、それぞれ別の用紙を使用して下さい。
 ※個人について旧姓・読み方の異なるもの・複数住所等による照会を行う場合、法人について商号変更や合併・複数住所がある場合の照会については、それぞれ照会が必要な組合せごとに1行をご記入下さい。
 ※本紙1枚あたり手数料3,000円(消費税別)で債務者1名につき最大5通りの組合せの口座を記載可能です。
 ※本紙の行を増やす記載は無効とし、場合により全体の書き直しが必要となります。

(別紙2)

第二東京弁護士会(債務名義のある照会)

債務者1名あたり照会口座組合せ数

本紙 枚にて 通り

No.	漢字氏名	カナ氏名	個人の場合：生年月日、郵便番号、住所 法人の場合：郵便番号・所在地
1	江戸 花子	エド ハナコ	生年月日：昭和50年1月1日 郵便番号：〒100-0013 住 所：東京都千代田区霞が関1-1-3 (法人の場合 は所在地)
2	江戸商会 江戸 花子 ※個人名に屋号付	エドショウカイ エド ハナコ	生年月日：昭和50年1月1日 郵便番号：〒100-0013 住 所：東京都千代田区霞が関1-1-3 (法人の場合 は所在地)
3	東京 花子 ※旧姓	トウキョウ ハナコ	生年月日：昭和50年1月1日 郵便番号：〒100-0013 住 所：東京都千代田区霞が関1-1-3 (法人の場合 は所在地)
4	東京 はな子 ※別表記	トウキョウ ハナコ	生年月日：昭和50年1月1日 郵便番号：〒100-0013 住 所：東京都千代田区霞が関1-1-3 (法人の場合 は所在地)
5	東京 花子 ※別のヨミガナ	トウキョウ カコ	生年月日：昭和50年1月1日 郵便番号：〒100-0061 住 所：東京都中央区銀座1-1-3 (法人の場合 は所在地) ※住所変更

・別紙2（資料2 資料3）の用紙は、これを課金の単位とするため、1枚に6件以上の記載は認めず、これを超える記載があれば全部が無効とし、改めて複数の用紙で書き直していただきます。

6. 全店照会に伴うリスク

最後に、全店照会のように照会先が回答に慎重な姿勢をとるものは、照会申出にも特に嚴重な注意を要することにご留意ください。この種の照会は、類型的に第三者の権利を侵害し、クレームや損害賠償の請求を受けるリ

スクが高いものと言えます。

あくまでも、会員が具体的に受任した執行事件のため、必要な情報を相当な範囲でのみ求める必要があります。得られた情報は、決して目的外に使用してはなりません。万が一にも、有効な債務名義の不存在、受任事件の不存在または回答の目的外使用等の不祥事が生じれば、弁護士会や弁護士会照会制度全体に対する信頼が大きく毀損されてしまいます。

この機会に改めて会員各位の嚴重な管理と確認の徹底をお願いする次第です。 **■**

資料3 別紙2の記載例(法人)

<p>法人記入例</p> <p>〔調査対象者に関する情報〕</p> <p>※本紙1枚につき債務者1名とします。一通の債務名義に債務者複数のときは、それぞれ別の用紙を使用して下さい。 ※個人について旧姓・読み方の異なるもの・複数住所等による照会を行う場合、法人について商号変更や合併・複数住所がある場合の照会については、それぞれ照会が必要な組合せごとに1行をご記入下さい。 ※本紙1枚あたり手数料3,000円(消費税別)で債務者1名につき最大5通りの組合せの口座を記載可能です。 ※本紙の行を増やす記載は無効とし、場合により全体の書き直しが必要となります。</p>			(別紙2) 第二東京弁護士会(債務名義のある照会) 債務者1名あたり照会口座組合せ数 本紙 _____ 枚にて _____ 通り
No.	漢字氏名	カナ氏名	個人の場合：生年月日、郵便番号、住所 法人の場合：郵便番号・所在地
1	株式会社日本商事	ニホンショウジ	生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 郵便番号：〒100-0013 住 所：東京都千代田区霞が関1-1-3 (法人の場合は所在地)
2	株式会社日本商事	ニッポンショウジ ※別のヨミガナ	生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 郵便番号：〒100-0013 住 所：東京都千代田区霞が関1-1-3 (法人の場合は所在地)
3	株式会社日本商事	ニホンショウジ	生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 郵便番号：〒104-0061 住 所：東京都中央区銀座1-1-3 (法人の場合は所在地) ※住所変更
4	株式会社日本商事	ニッポンショウジ ※別のヨミガナ	生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 郵便番号：〒104-0061 住 所：東京都中央区銀座1-1-3 (法人の場合は所在地) ※住所変更
5	株式会社日本中央商事 ※商号変更	ニホンチュウオウショウジ	生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 郵便番号：〒104-0061 住 所：東京都中央区銀座1-1-3 (法人の場合は所在地) ※住所変更